

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富津市長 高橋 恭市

市町村名 (市町村コード)	富津市 (12226)	
地域名 (地域内農業集落名)	環2地区 ( 田原・山脇・小志駒・岩本 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 10日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農地は県営事業(施工年度:昭和44年~平成13年)で整備されたほ場であり、主な品目は、水稻である。  
農業生産においては、地域内の担い手为中心となり、多くの農家から農地を請け負い耕作している。  
また、有害獣の増加により、経営意欲の減退も進んでいることから、更なる生産条件の改善等の整備を図り、貴重な地域資源である農地を次世代に繋ぐ取組が求められている。

具体的な課題は

- ①休耕地の増加により、農地の受け手を探す必要がある。
- ②農作物被害の防止と生活環境を守るため、イノシシ、シカ、サルなどによる鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については、離農を考えている方がおり休耕地の増加が予想されるため農地の受け手を探していく必要がある。  
また、多面的機能支払交付金等の活用を検討し、地域全体で農地の維持・管理に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在は、認定農業者3経営体を含む9経営体と地域内担い手にて耕作しているが、担い手についても高齢化が進んでゆくことから、認定農業者を中心としつつ、新たな担い手への移行を進め集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、耕作可能な農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については昭和44年～平成13年に整備したため、今後は関係機関と話し合いを進めながら必要な事業を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、市・農業事務所・土地改良区・JA等と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

イノシシ、シカ、サルなどによる農作物被害対策として、柵、箱罟の設置を行っている。また今後の状況によっては、設置エリアの拡大を進め、定期的な巡回等により農地維持の徹底を図るなど、地域ぐるみで被害防止体制の強化を図る。

⑦保全・管理等

多面的機能支払交付金等の活用を検討し、地域全体で農村環境の維持・管理に努める。